利府町

新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部門）利用者向け
（利府おおぞら幼稚園、利府幼稚園、利府第二おおぞら幼稚園、利府第二おおぞら幼稚園もりのおと園、利府聖光こども園、ウェルネス認定こども園利府、町外新制度幼稚園・認定こども園）

幼児教育・保育の無償化のための申請案内（子育てのための施設等利用給付認定）

幼児教育・保育の無償化のために必要となる、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きについてのご案内です。内容をよくご確認の上、申請してください。

【申請手続き等のお問い合わせ先】
利府町保健福祉部子ども支援課保育係
〒９８１－０１１２　宮城県宮城郡利府町利府字新並松４番地（利府町役場内）
電　話：０２２－７６７－２１９６　ＦＡＸ：０２２－７６７－２１０２
メールアドレス：hoiku@rifu-cho.com
※　月曜日から金曜日（土日祝日除く）　８：３０から１７：１５まで

１　無償化の対象となる経費

○　入園料・保育料

満３歳から６歳（小学校就学前）までの児童を対象として、「全額無償」となります。

※　食材料費（給食費）や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外（これまでどおり保護者の負担となります。）

○　預かり保育の利用料

居住する市町村から保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料の無償化に加え、「日額４９０円×利用日数」又は実際に預かり保育に要した利用料のうち低い額が支給されます（第２号認定は「月額１２，３００円」、第３号認定は「月額１７，７００円」が上限となります。）。

※　３歳（満３歳になった後の最初の４月以降）から６歳（小学校就学前）までの児童が無償化の対象になります。また、満３歳になった日から満３歳後最初の３月３１日までの児童で、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります（その場合「月額１７，７００円」が上限となります。）。

２　幼児教育・保育無償化の概要

（１）認定区分・対象児童について

お子さんの利用する幼稚園の保育料等が無償化となります。保育料の無償化は、「施設型利用給付費支給認定」の１号認定を受ける必要があります（この案内の手続きとは異なります。）。幼稚園等から別途案内がありますので、ご申請願います。

上記とは別に、預かり保育料の無償化の対象となるには、保育の必要性があることを要件とする「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。この認定は、お子さんの年齢によって第２号又は第３号認定となります。

給付認定区分	要　　件	保育の必要性
第２号認定	令和９年４月１日時点で３歳以上の児童	あり
第３号認定	令和９年４月１日時点、３歳未満で市町村民税非課税世帯に属する児童	

（２）申請要件

お子さんと保護者が幼稚園等の利用開始日時点において、利府町に住んでいる方が申請できます。（利府町に住民票があることを原則とします。）

（３）保育の必要性の事由について

第２号認定又は第３号認定を受けるには、上記の要件に加えて、**保育の必要性が要件**となります。保護者（父母等それぞれ）が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、預かり保育の利用料が無償化となる対象となります。

保育の必要性の認定に該当する事由		認定の有効期間
① **就労**	１か月に**６４時間**（最低条件として**１日４時間以上かつ月１６日**）以上労働している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む） ※　育児休業中の場合、施設等の利用開始日の翌月末日までに復職する場合のみ対象	最長、就学前まで（就労証明書等に基づく）
② **妊娠・出産**	妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合	出産予定日の８週前の日の属する月初めから、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで（多胎児の場合は出産予定日の１４週前に応当する日から認定可）
③ **疾病・障害**	病気にかかり、もしくはけがをし、又は精神もしくは身体に障害を有している場合	最長、就学前まで（診断書等に基づく）
④ **介護・看護**	家庭内の親族を常に介護・看護している場合（１か月に６４時間以上）	最長、就学前まで
⑤ **災害復旧**	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最長、就学前まで
⑥ **求職活動**	求職活動中である場合	認定開始日から９０日まで
⑦ **就学**	１か月に６４時間以上就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）	通学期間中
⑧ **その他**	上記の事由の他、特別な事情があり保育ができない場合	最長、就学前まで

※　下のお子さんの育児休業取得時に、就労等で既に施設を利用しているお子さんがおり、継続利用の必要がある場合、下のお子さんの１歳の誕生日の前日が属する月の末日まで、上のお子さんに係る認定を受けることができます（育児休業期間が記載された就労証明書が必要です。）。

３　給付認定の取り消し等について

施設等利用給付の認定を受けた後でも、下記に該当することとなった場合等には、施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

（給付を受けることができなくなる場合の例）

○　利府町外に居住する場合

利府町内に居住していることが、利府町から給付認定を受けるための要件の１つです。そのため、利府町外に転居した場合は、速やかに転居先の市区町村へ別途給付認定の申請を行うことが必要となります。

○　保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

第２号・第３号認定の場合、「労働を理由に認定を受けたが退職した（月６４時間以上労働をしなくなった）」、「疾病を理由に認定を受けたが完治した」など、保育を必要とする事由がなくなった場合は、第２号・第３号認定が取り消され、預かり保育の利用料が無償化の対象外となります。（**第２号・第３号認定が取り消されても、通常の教育時間の保育料は引き続き無償化の対象となります**。）保育を必要とする事由に変更があった場合は、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書兼入所児童状況変更届」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに提出してください。

○　給付認定期間が満了となった場合

求職活動中、出産、就学等を理由に第２号・第３号認定を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了までに「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書兼入所児童状況変更届」と保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）を提出してください。

４　申請手続きについて

※預かり保育料の無償化の対象となりたい場合のみ、ご申請願います。

（１）提出先・提出期限

① 提出先

通園している幼稚園（幼稚園を経由し、町に申請されます）

② 提出期限

４月から利用の場合：表紙参照

５月以降利用の場合：**利用したい月の前月２０日まで**（通園している幼稚園が指定する期日まで）

（２）提出書類

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書

※　きょうだいで同時に申請する場合でも、１人１枚ずつ申請書を提出してください。

②【第２号・第３号申請のみ】保育を必要とすることを証明する書類（父母等それぞれについて必要です）

1	□就労（１か月に６４時間以上（**１日４時間以上かつ月１６日**）就労している場合） ●就労証明書 ※指定様式　←　お勤めの方（就職内定者を含む）　（該当者に〇） 【父・母・その他（　　）】 ●就労証明書　※指定様式　←　自営業（商業、農業等）、内職の方【父・母・その他（　　）】
2	□出産（妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合） ●母子健康手帳の写し（父母の名前・出産予定日が記載された箇所の写し）　【　母　】
3	□疾病・障害（病気にかかり、もしくは怪我をし、又は精神若しくは身体に障害を有している場合） ●診断書の原本又はその写し（**疾病等により保育ができない旨記載があるもの**） 【父・母・その他（　　）】 ●（　　）手帳の写し　【父・母・その他（　　）】 ※　身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかを記入（４の「介護等」も同様）
4	□介護等（１か月に６４時間以上、家庭内の親族を常に介護･看護している場合） ●看護（介護）状況等申告書　※指定様式　【父・母・その他（　　）】 ●診断書の原本又はその写し　【続柄（　　）】 ●（　　）手帳の写し　【父・母・その他（　　）】 ●介護保険証の写し　【続柄（　　）】
5	□就学（１か月に６４時間以上就学している場合） ●在学証明書及びカリキュラム（時間割）等が確認できる書類　【父・母・その他（　　）】
6	□その他、どうしてもお子さんの保育ができない場合 ●状況が確認できる書類（　　）　【父・母・その他（　　）】

※　求職活動の場合、添付書類はありません。

※　自営業の方も、就労証明書の「自営業」にチェックを入れて本人が作成してください。添付書類（開業届の写しまたは確定申告書の写し等）と共にご提出願います。

（３）特記事項

・**きょうだいで同時に申請する場合は、上記（２）②の書類は世帯で１組の提出で構いません。また、同時期に別施設（町認可保育施設等）にきょうだいが申請し、町に提出している場合は、提出不要としますのでお申出ください。**

・単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、提出書類は父母等それぞれについて必要です。

・「※指定様式」と記載のあるものは、子ども支援課窓口又は利府町ホームページから様式を入手して作成ください。

・提出書類は、特に記載のない場合は原本提出となります。

＜　注意事項確認　＞

「子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書」は、申請書に記載の【申請にあたっての同意事項】及びこのページに記載している事項に同意いただいた上で、提出いただきますので、内容について十分にご確認ください。

１　「子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書」は、記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、きょうだいが同時に申請する場合は、児童１人につき１枚ずつ申請書の提出が必要となります（添付書類は１組で構いません）。

２　必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要提出が確認できない場合は、給付認定をすることができません。

３　施設等利用給付認定（第２号・第３号）を受けた場合、保育の必要性の認定事由の現況確認等のため、給付認定後も年に１回程度、**保育を必要とすることが証明できる書類の提出を求めさせていただきます。**

４　就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、予めご了承ください。また、提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。

５　施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居家族の市町村民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。

６　第２号・第３号認定において、求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（無償化の対象となる期間）が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、認定が取り消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の１か月前頃までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類の提出が必要となります。

７　第２号・第３号認定において、育児休業からの復職を理由に申込みされる場合は、施設利用開始日の翌月末日までに復職していただきます。復職後は復職年月日が記載された就労証明書を提出してください。また、申請時点で利用開始日の翌月末日までに復職ができないことが分かっている場合は、申請できません。

８　申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。